



三重県公報

令和8年9月18日（金）

第 755 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
48	三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則	(下 水 道 経 営 課)	2
49	三重県会計規則の一部を改正する規則	(出 納 局)	2
企業庁管理規程			
7	三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(企 業 庁)	22
病院事業庁管理規程			
8	三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程	(病 院 事 業 庁)	22
9	三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程	(同)	23
告 示			
572	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	(漁 政 課)	24
573	公有水面埋立免許の出願及びその関係書類の縦覧	(港 湾 ・ 海 岸 課)	24
病 院 事 業 庁 告 示			
6	三重県立志摩病院の利用料金の承認	(病 院 事 業 庁)	25
公 告			
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣捕獲等事業者の認定を行った旨	(獣 害 対 策 課)	28
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	28
	同伴	(同)	29
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	29
特 定 調 達 公 告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税 務 企 画 課)	29
	落札者を決定した旨	(水 産 資 源 課)	29

規 則

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十八号

三重県流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

三重県流域下水道事業会計規則（令和二年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の賠償責任に係る職の指定） 第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。） <u>第二百四十三条の二の九第一項</u> の規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。 一 自治法 <u>第二百四十三条の二の九第一項第一号</u> から第三号までに係るものについて、行政組織規則に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 二 自治法 <u>第二百四十三条の二の九第一項第四号</u> に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 三 （略）	（職員の賠償責任に係る職の指定） 第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。） <u>第二百四十三条の二の八第一項</u> の規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。 一 自治法 <u>第二百四十三条の二の八第一項第一号</u> から第三号までに係るものについて、行政組織規則に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 二 自治法 <u>第二百四十三条の二の八第一項第四号</u> に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 三 （略）

附 則

この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

三重県会計規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年九月十八日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十九号

三重県会計規則の一部を改正する規則

三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の賠償責任に係る職の指定） 第九条 法 <u>第二百四十三条の二の九第一項</u> に規定する規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。 一 法 <u>第二百四十三条の二の九第一項第一号</u> から第三号までに係るものについて、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 二 法 <u>第二百四十三条の二の九第一項第四号</u> に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 三 （略） （公金の徴収又は収納の委託）	（職員の賠償責任に係る職の指定） 第九条 法 <u>第二百四十三条の二の八第一項</u> に規定する規則で指定する職員は、次に掲げる者とする。 一 法 <u>第二百四十三条の二の八第一項第一号</u> から第三号までに係るものについて、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 二 法 <u>第二百四十三条の二の八第一項第四号</u> に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 三 （略） （公金の徴収又は収納の委託）

第二十七条 (略) 2 (略) 3 第二十条及び第二十一条の規定は、法第二百四十三 条の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に關 する事務の委託を受けた者の歳入等及び法第二百四十三 条の二の七第二項の規定による特定歳入等の収納につ いて準用する。ただし、第二十一条第二項及び第三項 の規定中「現金収納票」とあるのは「納付書」と読み 替えるものとする。	第二十七条 (略) 2 (略) 3 第二十条及び第二十一条の規定は、法第二百四十三 条の二第一項の規定により公金の徴収又は収納に關 する事務の委託を受けた者の歳入等の収納について準用 する。ただし、第二十一条第二項及び第三項の規定中 「現金収納票」とあるのは「納付書」と読み替えるも のとする。
---	---

第六号様式(その一)及び第六号様式(その二)を次のように改める。

第6号様式（その1）（第13条、第16条、第17条、第45条関係）

（表）

*** 三重県 収 納 済 通 知 書 歳 入 *** 加入者 口座番号 三重県 ***** 金 額 納付 区分 収納機関 収納番号 納付番号 納付区分 区分 年度 会計 所属 番号 予算 節 節 年 月 日 ***										三重県 納入通知書兼領収書 歳入 (郵便番号) (住所) (氏名) 金額 納期限 年 月 日 所属名 納付目的 上記の金額を領収しました。 三重県指定金融機関等 領収日付印 領収日付印 区分 年度 会計 所属 番号 予算 節 節 領 領 <収入印紙不要> (納入者印) 収納代行会社 領NTTデータ									
*** 三重県 指定金融機関等収納票 歳入 *** 口座番号 ***** 加入者名 三重県 金 額 納期限 年 月 日 私達人氏名等 所属名 区分 年度 会計 所属 節 節 節 領 領 領収日付印 領収日付印 収納代行会社 領NTTデータ (収納金取扱店保管)										切り取らないで金融機関等にお出しください。ゆうちょ銀行では取扱できません。 納入通知書兼領収書 裏面の注意書き（抜粋） ◎ 納付後は、領収書をお受け取りください。 ◎ 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 (県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、 みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、 紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 ◎ QRコードがあるものは裏面記載のeLお支払サイト等での支払ができます。 ◎ バーコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。 ※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。									

(規格A 4横)

(裏)

◎ご注意 1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。 2 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行 (りそな銀行を除く。)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、 三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、 桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行 (新宮支店)、 新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 QRコードに対応する全国の銀行、信用金庫、労働金庫 e Lお支払サイト (QRコードがあるもの) ※1 (クレジットカード納付、インターネットバンキング) スマートフォン決済アプリ (QRコードがあるもの) ※2 (利用可能なアプリはe Lお支払サイト参照) ※1、※2で納付手続きをされたときは、領収証書は発行されません。 3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。	4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。 (コンビニエンスストア) セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキベシヤルパートナーション ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店 (スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。

(規格A 4横)

第6号様式(その2)(第16条、第17条、第45条関係)

[illegible]

(規格A 4横)

(裏)

◎ご注意 1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。 2 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、 東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、 三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、 桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、 新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 QRコードに対応する全国の銀行、信用金庫、労働金庫 e Lお支払サイト（QRコードがあるもの）※1 (クレジットカード納付、インターネットバンキング) スマートフォン決済アプリ（QRコードがあるもの）※2 (利用可能なアプリはe Lお支払サイト参照) ※1、※2で納付手続きをされたときは、領収証書は発行されません。 3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。		
4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。 (コンビニエンスストア) セブン・イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキベシヤルパートナーション ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店 (スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。		

(規格A 4 横)

第6条第4号（その四）を次のように改める。

第6号様式（その4）（第21条関係）

（表）

*** 三重県 収 納 済 通 知 書 歳 入 *** 加入者 三重県 口座番号 ***** 金額 ***** 収納機関番号 収納番号 納付番号 納付区分 納付年月日 区分 年度 会計 所属 番号 予算 細節 受入日 年月日 ***										三重県 現金収納票兼領収書 歳入 (会計管理者(出納員)) (氏名) 裏面の注意書きをお読みください。 金額 受入日 年月日 所属名 納付目的 上記の金額を領収しました。 三重県指定金融機関等 領収日付印 領収日付印 収納代行会社 領NTTデータ 区分 年度 会計 所属 番号 予算 細節 納付 ＜収入印紙不要＞ (納入者印)									
切り取らないで金融機関等にお出しください。 ゆうちょ銀行では取扱できません。 私達人氏名等 所属名 区分 年度 会計 所属 番号 予算 細節 納付 領収日付印 収納代行会社 領NTTデータ (収納金取扱店保管)										現金収納票兼領収書 裏面の注意書き（抜粋） ◎ 納付後は、領収書をお受け取りください。 ◎ 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 (県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三郷信用金庫各支店、 みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、 紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 ◎ QRコードがあるものは裏面記載のeLお支払サイト等での支払ができます。 ◎ パーコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。 ※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。									

(規格A 4 横)

(裏)

◎ご注意 1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。 2 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 QRコードに対応する全国の銀行、信用金庫、労働金庫 e Lお支払サイト（QRコードがあるもの）※1 (クレジットカード納付、インターネットバンキング) スマートフォン決済アプリ（QRコードがあるもの）※2 (利用可能なアプリはe Lお支払サイト参照) ※1、※2で納付手続きをされたときは、領収証書は発行されません。 3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。		4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。 (コンビニエンスストア) セブン・イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキベシヤルパートナーション ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店 (スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。

(規格A 4 横)

第六号様式（その六）から第六号様式（その十）までを次のように改める。

第6号様式(その6)(第23条、第47条、第50条関係)

[illegible]

(規格 A 4 横)

(裏)

◎ご注意 1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。 2 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 QRコードに対応する全国の銀行、信用金庫、労働金庫 e Lお支払サイト（QRコードがあるもの）※1 (クレジットカード納付、インターネットバンキング) スマートフォン決済アプリ（QRコードがあるもの）※2 (利用可能なアプリはe Lお支払サイト参照) ※1、※2で納付手続きをされたときは、領収証書は発行されません。 3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。		
4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。 (コンビニエンスストア) セブン・イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキベシヤルパートナーション ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店 (スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。		

(規格A 4 横)

第6号様式(その7)(第23条関係)

(表)

**		三重県		戻入済通知書		歳出	
加入者		口座番号		金額		金	
収納機関番号		三重県		*****		額	
区分		年		所		納	
度		計		出		付	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分		計		納		分	
区		年		所		納	
分		計		出		付	
度		計		納		分	
年		会		納		分	
分							

(規格 A 4 横)

(裏)

◎ご注意 1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。 2 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 QRコードに対応する全国の銀行、信用金庫、労働金庫 e Lお支払サイト（QRコードがあるもの）※1 (クレジットカード納付、インターネットバンキング) スマートフォン決済アプリ（QRコードがあるもの）※2 (利用可能なアプリはe Lお支払サイト参照) ※1、※2で納付手続きをされたときは、領収証書は発行されません。 3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。		4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。 (コンビニエンスストア) セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキベシヤルパートナーション ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店 (スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。

(規格A 4横)

第6号様式 (その8) (第23条関係)

(表)

*** 三重県 戻入済通知書 (返納金) 歳 出		三重県 現金収納票兼領収書 (返納金) 歳 出	
加入者名 口座番号 三重県 金額 収納機関番号 納付番号 納付区分 受入日 年 月 日		加入者名 口座番号 三重県 金額 収納機関番号 納付番号 納付区分 受入日 年 月 日	
***		***	
納付目的 私達人氏名等 所属名 納付目的 上記の金額を領収しました。 三重県指定金融機関等 領収日付印		納付目的 私達人氏名等 所属名 納付目的 上記の金額を領収しました。 三重県指定金融機関等 領収日付印	
納付場所 区分 年度 会計 山納 所属 番号 予算 短縮 節 細節 収納代行会社 県NTTデータ		納付場所 区分 年度 会計 山納 所属 番号 予算 短縮 節 細節 収納代行会社 県NTTデータ	
QRコードがないものや、バーコードが読み取れない場合、金額訂正した場合はコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは納付できません。 ここから上を切り離して、金融機関等にお持ちください。		現金収納票兼領収書 (返納金) 裏面の注意書き (抜粋) ◎ 納付後は、領収書をお受け取りください。 ◎ 納付場所 ※Pay-easy (ペイジー) には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 (県内取扱先) 都市銀行 (りそな銀行を除く。)、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、 みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、 紀陽銀行 (新宮支店)、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 ◎ QRコードがあるものは裏面記載のeLお支払サイト等での支払ができます。 ◎ バーコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。 ※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。	

(規格A 4横)

(裏)

◎ご注意 1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。 2 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 QRコードに対応する全国の銀行、信用金庫、労働金庫 e Lお支払サイト（QRコードがあるもの）※1 (クレジットカード納付、インターネットバンキング) スマートフォン決済アプリ（QRコードがあるもの）※2 (利用可能なアプリはe Lお支払サイト参照) ※1、※2で納付手続きをされたときは、領収証書は発行されません。 3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。		4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。 (コンビニエンスストア) セブン・イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキベシヤルパートナーション ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店 (スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。

(規格A 4 横)

第6号様式（その9）（第92条関係）

（表）

*** 三重県 収納済通知書（保管会計） 外現金 <table><tr><td>加入者名</td><td>口座番号</td><td>金額</td><td>金額</td></tr><tr><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td></tr></table> *** <table><tr><td>収納機関番号</td><td>納付番号</td><td>納付区分</td><td>納付区分</td></tr><tr><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>会計</td><td>所属</td><td>番号</td><td>予算</td><td>節</td><td>節</td><td>節</td></tr><tr><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td></tr></table>										加入者名	口座番号	金額	金額	***	***	***	***	収納機関番号	納付番号	納付区分	納付区分	***	***	***	***	年度	会計	所属	番号	予算	節	節	節	***	***	***	***	***	***	***	***	*** 三重県 納付書兼領収書（保管会計） 外現金 （郵便番号） （住所） （氏名） <table><tr><td>金額</td><td colspan="2">裏面の注意書きをお読みください。</td></tr><tr><td>***</td><td colspan="2">***</td></tr></table> 所属名 納付目的 上記の金額を領収しました。 三重県指定金融機関等 年 月 日 領収日付印 <table><tr><td>区分</td><td>年度</td><td>会計</td><td>所属</td><td>番号</td><td>予算</td><td>節</td><td>節</td><td>節</td></tr><tr><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td></tr></table> <収入印紙不要> <納入者印> 収納代行会社 株式会社 NNTTデータ										金額	裏面の注意書きをお読みください。		***	***		区分	年度	会計	所属	番号	予算	節	節	節	***	***	***	***	***	***	***	***	***
加入者名	口座番号	金額	金額																																																																								
***	***	***	***																																																																								
収納機関番号	納付番号	納付区分	納付区分																																																																								
***	***	***	***																																																																								
年度	会計	所属	番号	予算	節	節	節																																																																				
***	***	***	***	***	***	***	***																																																																				
金額	裏面の注意書きをお読みください。																																																																										
***	***																																																																										
区分	年度	会計	所属	番号	予算	節	節	節																																																																			
***	***	***	***	***	***	***	***	***																																																																			
切り取らないで金融機関等にお出しください。ゆうちょ銀行では取扱できません。 <table><tr><td>加入者名</td><td>口座番号</td><td>金額</td><td>金額</td></tr><tr><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td></tr></table> *** <table><tr><td>収納機関番号</td><td>納付番号</td><td>納付区分</td><td>納付区分</td></tr><tr><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td></tr></table> <table><tr><td>年度</td><td>会計</td><td>所属</td><td>番号</td><td>予算</td><td>節</td><td>節</td><td>節</td></tr><tr><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td><td>***</td></tr></table> 私達人等 所属名 年 月 日 領収日付印 収納代行会社 株式会社 NNTTデータ （収納金取扱店保管）										加入者名	口座番号	金額	金額	***	***	***	***	収納機関番号	納付番号	納付区分	納付区分	***	***	***	***	年度	会計	所属	番号	予算	節	節	節	***	***	***	***	***	***	***	***	納付書兼領収書（保管会計） 裏面の注意書き（抜粋） ◎ 納付後は、領収書をお受け取りください。 ◎ 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 （県内取扱先） 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、 県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 （県外取扱先） 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三郷信用金庫各支店、 みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、 紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 ◎ QRコードがあるものは裏面記載のeLお支払サイト等での支払ができます。 ◎ バーコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。 ※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。																																	
加入者名	口座番号	金額	金額																																																																								
***	***	***	***																																																																								
収納機関番号	納付番号	納付区分	納付区分																																																																								
***	***	***	***																																																																								
年度	会計	所属	番号	予算	節	節	節																																																																				
***	***	***	***	***	***	***	***																																																																				

（規格A 4横）

(裏)

◎ご注意 1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。 2 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 QRコードに対応する全国の銀行、信用金庫、労働金庫 e Lお支払サイト（QRコードがあるもの）※1 (クレジットカード納付、インターネットバンキング) スマートフォン決済アプリ（QRコードがあるもの）※2 (利用可能なアプリはe Lお支払サイト参照) ※1、※2で納付手続きをされたときは、領収証書は発行されません。 3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。		4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。 (コンビニエンスストア) セブン-イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキベシヤルパートナーション ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店 (スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。

(規格A 4横)

第6号様式（その10）（第92条関係）

（表）

*** 三重県 収納済通知書（保管会計） 外現金									
加入者名		口座番号		***		金額		***	
収納機関番号		納付番号		***		納付区分		***	
区分		年度		会計		所属		番号	
私達人氏名等		受入日		年		月		日	
納付目的		納付区分		金額		納付番号		***	
C V S 収納用		上記の金額を、 三重県社会福祉課 者（出納員）様 指定金融機関 百五銀行 収納代行会社 県N T T データ		納付日付印		領収日付印		***	
***		***		***		***		***	

三重県 指定金融機関等宛納票 外現金									
口座番号		加入者名		***		金額		***	
区分		年度		会計		所属		番号	
私達人氏名等		受入日		年		月		日	
納付目的		納付区分		金額		納付番号		***	
C V S 収納用		上記の金額を、 三重県社会福祉課 者（出納員）様 指定金融機関 百五銀行 収納代行会社 県N T T データ		納付日付印		領収日付印		***	
***		***		***		***		***	

三重県 現金収納票兼領収書（保管会計） 外現金									
(会計管理者（出納員）)									
(氏名)									
裏面の注意書きをお読みください。									
金額		受入日		年		月		日	
所属名		納付目的		納付番号		所属		番号	
上記の金額を、 三重県指定金融機関等		領収日付印		領収日付印		領収日付印		***	
***		***		***		***		***	

切り取らないで金融機関等にお出しください。ゆうちょ銀行では取扱できません。

※ゆうちょ銀行では納付できません。

※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。

※ゆうちょ銀行では納付できません。

（県内取扱先）
都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、
県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫
（県外取扱先）
百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、
みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、
紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店
◎ QRコードがあるものは裏面記載のe L お支払サイト等での支払ができます。
◎ パーコードがあるものは裏面記載のコンビニエンスストア等での支払ができます。
※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。

（規格A 4 横）

(裏)

◎ご注意 1 納付されるときは、この書類の各券片を切り離さずに納付場所へ提出してください。納付後は、領収書をお受け取りください。 2 納付場所 ※Pay-easy（ペイジー）には対応していません。 ※ゆうちょ銀行では納付できません。 三重県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関 (県内取扱先) 都市銀行（りそな銀行を除く。）、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、県信用農業協同組合連合会、農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、労働金庫 (県外取扱先) 百五銀行各支店、三十三銀行各支店、三菱UFJ銀行本支店、みずほ銀行本支店、桑名三重信用金庫各支店、紀陽銀行（新宮支店）、新宮信用金庫本支店、滋賀銀行本支店、あいち銀行本支店 QRコードに対応する全国の銀行、信用金庫、労働金庫 e Lお支払サイト（QRコードがあるもの）※1 (クレジットカード納付、インターネットバンキング) スマートフォン決済アプリ（QRコードがあるもの）※2 (利用可能なアプリはe Lお支払サイト参照) ※1、※2で納付手続きをされたときは、領収証書は発行されません。 3 表面に「減額」の表示のあるものについては、既に発行済の納入通知書等をお返しください。		
4 表面の「CVS収納用」欄にバーコードがあるものは、金融機関のほかに、下記のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの支払ができます。 (コンビニエンスストア) セブン・イレブン ローソン ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキベシヤルパートナーション ヤマザキデイリーストア ミニストップ ポプラ くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコーマート タイエー ハセガワストア ハマナスクラブ MMK設置店 (スマートフォンアプリ) Pay B モバイルレジ ※領収証書は発行されません。 ※コンビニエンスストアの店頭ではスマートフォンアプリを利用した支払はできません。		

(規格A 4横)

附 則
この規則は、令和八年九月二十四日から施行する。

企業庁管理規程

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。
令和八年九月十八日

三重県企業庁長 生 川 哲 也

三重県企業庁管理規程第七号

三重県企業庁会計規程の一部を改正する管理規程
三重県企業庁会計規程（平成十九年三重県企業庁管理規程第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の賠償責任に係る職の指定） 第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の九第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者とする。 一 地方自治法第二百四十三条の二の九第一項第一号から第三号までに係るものについて、組織規程に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 二 地方自治法第二百四十三条の二の九第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 三 （略）	（職員の賠償責任に係る職の指定） 第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者とする。 一 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項第一号から第三号までに係るものについて、組織規程に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 二 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項第四号に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 三 （略）

附 則
この管理規程は、令和八年九月二十四日から施行する。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。
令和八年九月十八日

三重県病院事業庁長 野 口 慎 次

三重県病院事業庁管理規程第八号

三重県病院事業条例施行規程の一部を改正する管理規程
三重県病院事業条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第6条関係）			別表第1（第6条関係）		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
10 予防接種料 イ 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定によるも	1件につき		10 予防接種料 イ 予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定によるも	1件につき	

の (イ)～(ツ) (略)		(略)	の (イ)～(ツ) (略)		(略)
ロ その他のもの (イ) (略)		(略)	ロ その他のもの (イ) (略)		(略)
(ロ) 肺炎球菌感染症 (イ(ル) に掲げるものを除く。)			(ロ) 肺炎球菌感染症 (イ(ル) に掲げるものを除く。)		
(1)～(3) (略)		(略)	(1)～(3) (略)		(略)
(4) 21 価		14,040			
(ハ) (略)		(略)	(ハ) (略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則
この管理規程は、令和八年十月一日から施行する。

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。
令和八年九月十八日
三重県病院事業庁長 野 口 慎 次

三重県病院事業庁管理規程第九号

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程
三重県病院事業庁会計規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の賠償責任に係る職の指定） 第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の九第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者とする。 一 地方自治法第二百四十三条の二の九第一項第一引から第三号までに係るものについて、組織規程に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 二 地方自治法第二百四十三条の二の九第一項第四引に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 三 （略） （減価償却の特例） 第二百二十条 所属長は、有形固定資産について、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した後において、規則第十五条第三項の規定により帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその旨及びその年数について事業庁長に報告しなければならない。	（職員の賠償責任に係る職の指定） 第十条 法第三十四条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の八第一項の管理規程で指定する職員は、次に掲げる者とする。 一 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項第一引から第三号までに係るものについて、組織規程に規定する主査及びこれに相当する職以上の職にある者 二 地方自治法第二百四十三条の二の八第一項第四引に係るものについて、監督又は検査の事務に直接従事する職員 三 （略） （減価償却の特例） 第二百二十条 所属長は、有形固定資産について、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した後において、規則第八条第三項の規定により帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその旨及びその年数について事業庁長に報告しなければならない。

附 則
この管理規程は、令和八年九月二十四日から施行する。

告 示

三重県告示第 572 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

令和 8 年 9 月 18 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

櫛田川第一漁業協同組合

松阪市下七見町 46-1

三重内共第 8 号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部漁政課に備え置いて、告示の日から令和 8 年 10 月 16 日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和 8 年 9 月 8 日

三重県告示第 573 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定により、公有水面の埋立てについて、次のとおり免許の出願がありました。

なお、当該出願に係る関係書類は、令和 8 年 9 月 18 日から同年 10 月 8 日まで、三重県県土整備部港湾・海岸課、三重県志摩建設事務所及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 18 日

鳥羽港港湾管理者 三重県

代表 三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 出願の年月日

令和 8 年 7 月 31 日

2 出願者の名称及び住所並びにその代表者の氏名及び住所

出願者

三重県

津市広明町 13 番地

代表者

三重県知事 一見 勝之

津市広明町 13 番地

3 埋立区域

(1) 位置

三重県鳥羽市安楽島町字鞆谷 1200 番 48 の地先公有水面

(2) 区域

次の地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線、⑧の地点から 63 度 49 分 46 秒、68.39m 地点を円心とする半径 68.39m の円周で⑧の地点と⑨の地点とを結ぶ西側の円弧、⑨の地点と⑩の地点を結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ令和 7 年の秋分の満潮位（T.P. +0.83m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 三重県鳥羽市大明西町 8 番 1 の国土地理院鳥羽高等学校四等三角点（北緯 34 度 28 分 7 秒 2896、東経 136 度 50 分 53 秒 3053）から 8 度 40 分 57 秒 656.88m の地点

②の地点 ①の地点から 243 度 32 分 14 秒 3.53m の地点

③の地点 ②の地点から 332 度 33 分 30 秒 10.30m の地点

④の地点 ③の地点から 333 度 5 分 44 秒 13.45m の地点

⑤の地点 ④の地点から 334 度 5 分 34 秒 13.02m の地点

⑥の地点 ⑤の地点から 334 度 56 分 4 秒 17.01m の地点

⑦の地点 ⑥の地点から 335 度 2 分 59 秒 19.16m の地点

⑧の地点 ⑦の地点から 336 度 12 分 4 秒 25.35m の地点

⑨の地点	⑧の地点から	14 度 50 分 15 秒	76.62mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	68 度 20 分 59 秒	13.92mの地点

(3) 面積

721.31 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三重県鳥羽市安楽島町字韮谷 1200 番 48 及び 1112 番 17 の地内並び同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点 三重県鳥羽市大明西町 8 番 1 の国土地理院鳥羽高等学校四等三角点（北緯 34 度 28 分 7 秒 2896、東経 136 度 50 分 53 秒 3053）から 11 度 11 分 41 秒 635.00mの地点

㉑の地点	㉑の地点から	243 度 31 分 50 秒	102.97mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	333 度 31 分 50 秒	135.00mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	342 度 7 分 7 秒	54.92mの地点
㉔の地点	㉓の地点から	73 度 53 分 9 秒	68.36mの地点
㉕の地点	㉔の地点から	34 度 3 分 48 秒	54.96mの地点
㉖の地点	㉕の地点から	68 度 20 分 59 秒	33.38mの地点
㉗の地点	㉖の地点から	123 度 57 分 12 秒	21.62mの地点
㉘の地点	㉗の地点から	201 度 19 分 15 秒	12.73mの地点
㉙の地点	㉘の地点から	247 度 41 分 26 秒	13.97mの地点
㉚の地点	㉙の地点から	233 度 49 分 9 秒	16.77mの地点
㉛の地点	㉚の地点から	204 度 26 分 43 秒	18.80mの地点
㉜の地点	㉛の地点から	178 度 27 分 32 秒	21.34mの地点
㉝の地点	㉜の地点から	158 度 17 分 22 秒	19.46mの地点
㉞の地点	㉝の地点から	154 度 58 分 27 秒	30.74mの地点
㉟の地点	㉞の地点から	154 度 58 分 31 秒	40.84mの地点
㊱の地点	㉟の地点から	150 度 30 分 7 秒	50.00mの地点

(3) 面積

20,495.27 平方メートル

5 埋立地の用途

海岸保全施設用地

病院事業庁告示

三重県病院事業庁告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県立志摩病院の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立志摩病院の利用料金の承認（令和 8 年三重県病院事業庁告示第 5 号）は、令和 8 年 9 月 30 日限り廃止します。

令和 8 年 9 月 18 日

三重県病院事業庁長 野 口 慎 次

1 指定管理者

公益社団法人地域医療振興協会

理事長 藤来 靖士

2 利用料金の額

下記の表に掲げるものにあつては同表に定める額とし、これら以外のものにあつては健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費

用の額の算定に関する基準（以下これらを「診療報酬の算定方法」という。）、健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 4 項第 1 号及び第 53 条第 2 項第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに限り適用する。）その他法令等により定められた算定方法に基づき算定した額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき消費税が課されるものにあつては、その額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。））とする。ただし、診療契約によるものについては、その契約額とする。

区分	単位	金額（円）
1 診療料（自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）の適用のあるものに限る。）		診療報酬の算定方法に基づく 1 点の単価に 2.0 を乗じて算定した額
2 死体検案料	1 件につき	16,500
3 死体処理料	1 件につき	7,530
4 洗濯料 (1) 下着、靴下、ハンカチ、タオル、Tシャツ、布おむつその他これらに類するもの (2) 寝巻、襟付きシャツ、運動着、浴衣、バスタオルその他これらに類するもの (3) 上衣、ズボン、スカート、セーター、ワンピースその他これらに類するもの (4) 防水シート、失禁マットその他これらに類するもの	1 件につき	50 100 150 200
5 自動車使用料 (1) 患者搬送の場合 (2) 訪問診療等の場合	1 キロメートルにつき	90 20
6 分べん料（1 児を 1 件とし、多胎の場合の 2 児以上については、時間内料金とする。） (1) 時間内の場合 (2) 時間外の場合 (3) 深夜又は休日の場合	1 件につき	172,000 178,000 187,000
7 人工妊娠中絶料 (1) 11 週まで ア 経産婦 イ 未産婦 (2) 12 週以上	1 件につき	87,000 94,000 155,000
8 新生児管理料	1 日につき	8,500
9 新生児介補料 (1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合 (2) その他の場合	1 日につき	3,810 4,190
10 乳児介補料 (1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合 (2) その他の場合	1 日につき	570 620
11 予防接種料 (1) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定によるもの ア ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎及び H i b 感染症（5 種混合） イ ジフテリア、百日せき及び破傷風（3 種混合） ウ ジフテリア及び破傷風（2 種混合） エ 急性灰白髄炎（ポリオ） オ 麻しん及び風しん カ 麻しん キ 風しん ク 日本脳炎 (ア) 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン製剤を使用するもの (イ) その他のもの ケ 結核 コ H i b 感染症 サ 肺炎球菌感染症（小児又は高齢者がかか	1 件につき	18,460 7,720 6,490 8,700 10,880 7,510 7,510 7,730 6,910 9,150 10,010

るものに限る。)		
(ア) 15 価		12,490
(イ) 20 価		12,490
シ ヒトパピローマウイルス感染症 (9 価)		25,540
ス 水痘		9,350
セ B型肝炎		7,010
ソ ロタウイルス胃腸炎		13,560
タ インフルエンザ		4,550
チ 新型コロナウイルス感染症		15,300
ツ 帯状疱疹 ^{ほうしん}		21,000
テ RSウイルス感染症(母子免疫ワクチン)		30,150
(2) その他のもの		
ア おたふくかぜ		7,820
イ 肺炎球菌感染症((1)サに掲げるものを除く。)		
(ア) 23 価		9,770
(イ) 15 価		12,490
(ウ) 20 価		12,490
(エ) 21 価		14,040
ウ RSウイルス感染症((1)テに掲げるものを除く。)		26,570
12 ウイルス抗体価検査料	1 項目につき	860
13 生命保険等に係る医師面談料	1 件 30 分につき	5,500
14 診察券の再交付料	1 枚につき	200
15 複製料 光ディスク(日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)	1 枚につき	850
16 薬剤容器料	1 個につき	
(1) 大(容量 300 c c 以上)		60
(2) 中(容量 30 c c 以上 300 c c 未満)		50
(3) 小(容量 30 c c 未満)		40
17 その他療養の給付に直接関係のないサービス等(実費徴収できるものに限る。)	1 件につき	実費に相当する額

備考

- 1 時間内とは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間を、時間外とは時間内及び深夜以外の時間を、深夜とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。ただし、土曜日にあつては、深夜以外の時間については時間外とする。
- 2 休日とは、前号に規定する時間区分にかかわらず、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日をいう。

加算分

区分	単位	金額(円)
1 特別室の使用	1 日につき	
(1) 消費税法別表第 2 第 8 号に係る場合		
ア S 室		15,000
イ A 室		6,000
ウ B 室		5,000
エ C 室		4,000
オ D 室		3,000
カ E 室		2,500
キ F 室		2,000
ク G 室		1,000
(2) その他の場合		
ア S 室		16,500
イ A 室		6,600
ウ B 室		5,500
エ C 室		4,400
オ D 室		3,300
カ E 室		2,750
キ F 室		2,200
ク G 室		1,100
2 初診(他の病院又は診療所から文書による紹	1 回につき	

介がある場合等を除く。) (1) 消費税法別表第2第8号に係る場合 (2) その他の場合		7,000 7,700
3 再診（他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行っていない場合等を除く。) (1) 消費税法別表第2第8号に係る場合 (2) その他の場合	1回につき	3,000 3,300
4 入院期間が180日を超える入院（厚生労働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（厚生労働大臣が定める状態等にある者に係るものを除く。）をいう。) (1) 消費税法別表第2第8号に係る場合 (2) その他の場合	1日につき	通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数（その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）に10円を乗じて得た額 通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する点数（その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。）に10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額

3 利用料金の承認年月日

令和8年9月9日

4 利用料金の適用年月日

令和8年10月1日

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の2に規定に基づき鳥獣捕獲等事業の認定を行いましたので、同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年9月18日

三重県知事 一 見 勝 之

1 認定年月日

令和8年8月25日

2 認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等

(1) 名称

株式会社丸亀

(2) 住所

三重県度会郡南伊勢町村山596番地85

(3) 代表者の氏名

平谷 俊作

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和8年9月18日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和8年8月24日から令和9年12月17日まで

3 作業地域

鈴鹿市三日市二丁目、同市三日市三丁目及び同市三日市町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 8 年 9 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 12 月 17 日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市野辺町、同市野辺一丁目、同市竹野一丁目、同市竹野町及び同市三日市一丁目

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 8 月 31 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 8 年 9 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業地域
津市の一部、鈴鹿市の一部、亀山市の一部及び伊賀市の一部

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 特 定 役 務 の 名 称 | 次期 e L T A X 対応に伴う総合税システム仕様変更（令和 8 年分）業務委託 |
| 2 | 担 当 部 局 | 津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階
三重県総務部税務企画課電算班 |
| 3 | 契約の相手方を決定した日 | 令和 8 年 7 月 13 日 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-3
富士通 J a p a n 株式会社東海支社（愛知）
支社長 野坂 浩史 |
| 5 | 契 約 金 額 | 99,153,362 円（うち消費税及び地方消費税 9,013,942 円） |
| 6 | 決 定 手 続 | 随意契約 |
| 7 | 随 意 契 約 の 理 由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号に該当 |

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 9 月 18 日

三重県知事 一 見 勝 之

- | | | |
|---|-------------|---------------------------------|
| 1 | 特定役務の名称 | 漁業取締船「伊勢」中間検査及び同検査に伴う修繕 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県農林水産部水産資源課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 8 年 9 月 1 日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県北牟婁郡紀北町長島 1890-1 |

	きりゅう造船株式会社 代表取締役 吉田 香織
5 落札金額	入札価格 52,500,000 円 契約金額 57,750,000 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和8年7月17日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
